

郡川内水面振興協議会を設立しました

○問い合わせ先 農林水産振興課（内線253）

郡川を地域共有の財産として、水産動物資源の管理、増殖を行うため、平成29年6月1日に郡川内水面振興協議会が設立されました。これに伴い採捕規定により、水産動物の採捕が制限されることとなります。

郡川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、皆様のご協力をお願いします。

郡川内水面振興協議会採捕規程

郡川内水面振興協議会（以下「協議会」）は、長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」）の指示に基づき、郡川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（はや、ふな、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的としています。

1. 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外で採捕してはいけません。
2. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

- (1) 手釣
- (2) 竿釣
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）
- (5) うなぎ塚及びうなぎもどらず
（委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの）

| | |
|-----|----------------|
| はや | 4月1日から11月30日まで |
| ふな | |
| こい | |
| うなぎ | 6月1日から12月31日まで |

3. 次の表に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

| | | |
|-----|----|-------------|
| はや | 全長 | 5センチメートル以下 |
| ふな | 全長 | 15センチメートル以下 |
| こい | 全長 | 20センチメートル以下 |
| うなぎ | 全長 | 21センチメートル以下 |

4. 採捕禁止区域および期間があります。

| | |
|----|---|
| 区域 | ・大村市寿古町本城井堰から平四郎井堰に至る区域 ・大村市萱瀬小学校前朝追岳橋上流端から郡川砂防えん堤上（朝追えん堤）上流端に至る区域 |
| 期間 | 1月1日から12月31日まで |

○郡川で水産動物を採捕しようとする人は、次のことを守ってください。

- ・水産動物の保護培養に協力してください。
- ・川底をかき回さないでください。
- ・相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないでください。
- ・漁場監視員の指示に従ってください。
- ・河川を汚染するような行為をしないでください。
- ・協力金を納付し、委員会の承認証を携帯しなければならない。



【承認書発行場所（協力金納付場所）】

- ・大村市役所農林水産振興課
（大村市玖島1丁目25番地）
Tel ; 0957-53-4111（内線253）

【協力金の額】（採捕者が高校生以下のときは無料、肢体不自由のときは掲げる額の2分の1に相当する額）

| 水産動物 | 1日間 | 1年間（採捕期間） |
|------|------|-----------|
| はや | 500円 | 3,000円 |
| ふな | | |
| こい | | |
| うなぎ | | |

